

平成28年度船橋市環境衛生監視計画

船橋市保健所衛生指導課

目次

- 1 基本方針
- 2 監視計画の実施期間、対象施設及び対象者
 - (1) 実施期間
 - (2) 対象施設
 - (3) 対象者
- 3 監視体制
 - (1) 監視指導の実施体制
 - (2) 厚生労働省及び関係自治体との連携
 - (3) 庁内担当部局との連携
- 4 監視指導
 - (1) 監視回数
 - (2) 違反があった施設への指導
- 5 重点取組事項
 - (1) レジオネラ症防止対策
 - (2) 理容業及び美容業における消毒の徹底
 - (3) まつ毛エクステンションによる健康被害の防止
 - (4) 民泊サービスの動向に応じた対応
 - (5) ドライクリーニング溶剤調査
- 6 環境衛生に関する情報提供及び普及啓発
 - (1) ホームページ、広報誌等による環境衛生に関する情報の提供
 - (2) 講習会の実施
 - (3) 啓発資料の配布
 - (4) 生活衛生同業組合との協力
- 7 感染症等健康被害発生時の対応
 - (1) 原因究明
 - (2) 被害拡大及び再発の防止
 - (3) 健康被害状況についての公表
- 8 施設業者等の自主的な衛生管理の促進
 - (1) 自主管理記録の作成及び保存
 - (2) 表彰の実施

用語解説

1 基本方針

船橋市は首都圏にありながら、南から北へ工業地、商業地、住宅地、農地とバランスのとれた都市である。工業地や商業地へは市内外を問わず多くの人々が訪れ、また、全国的に人口減少が懸念される中、本市は今後も人口の自然増加が見込まれている。

こうした中、62万人を越す市民が暮らす都市として、市民の生活に不可欠な理容所、美容所、クリーニング所及び公衆浴場等の生活衛生関係営業施設は約1,600施設あり、市民が安心して利用できるよう、これらの営業施設における衛生確保が重要となっている。また、旅館及び興行場（映画館等）は約60施設あり、市外から船橋市を訪れる人々が安心して施設を利用できるよう、適正な衛生管理を行う必要がある。

これらの施設に対し、船橋市保健所では関係法令に基づき営業施設の許認可、立入検査、衛生管理指導及び啓発を効率的に実施するために「平成28年度船橋市環境衛生監視計画」を策定した。

この計画により、市民及び市を訪れる人々の安心、安全な生活を確保し、また、健康被害を未然に防ぐための取り組みを推進する。

2 監視計画の実施期間、対象施設及び対象者

(1) 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(2) 対象施設

- ① 理容所（理容師法第11条の2の規定により確認を受けた施設…床屋、シェービング専門店等）
- ② 美容所（美容師法第12条の規定により確認を受けた施設…美容室、まつ毛エクステンション専門店等）
- ③ クリーニング所（クリーニング業法第5条の2の規定により確認を受けた施設）
- ④ 興行場（興行場法第2条第1項の規定により許可を受けた施設…映画館、文化ホール等）
- ⑤ 旅館業（旅館業法第3条第1項の規定により許可を受けた施設…ホテル、旅館等）
- ⑥ 公衆浴場（公衆浴場法第2条第1項の規定により許可を受けた施設…一般公衆浴場、スーパー銭湯、サウナ、岩盤浴等）

(3) 対象者

営業者（開設者）、管理者、従業者、出張業務を行う理容師及び美容師

3 監視体制

(1) 監視指導の実施体制

生活衛生関係営業施設の監視指導のほか、健康被害発生時の調査及び被害拡大の防止等に係る業務は、保健所衛生指導課環境指導係が担当する。

(2) 厚生労働省及び関係自治体との連携

各種会議及び協議会を通じて、環境衛生に関する問題の討議、監視指導状況及び衛生対策について情報交換等を行う。また、千葉県、千葉市及び柏市との間においては、環境衛生業務担当者会議、研修会等において環境衛生に関する情報交換等を行い、緊密な連携を図る。

(3) 庁内担当部局との連携

旅館業営業施設の防火対策の強化に向けて、建築部局、消防部局等の関係機関との情報共有に努める。また、関係機関より求めがあった場合には、適宜、情報提供を行うなど連携して安全対策を徹底する。

4 監視指導

対象施設に立ち入り、施設の管理状況や衛生状態等関係法令に規定される事項を確認し、その遵守徹底を指導する。また、営業施設の衛生的な環境を確保するために、危害度を考慮の上、必要に応じて各種測定機器（残留塩素測定器、水素イオン濃度測定器、照度計等）を用い、科学的根拠に基づいた監視指導を実施する。

(1) 監視回数

対象施設	監視回数	参考	
		市内施設数	平成28年度 監視予定施設数
理容所	原則3年に1回以上	384	137
美容所		779	227
クリーニング所		366	108
興行場	原則1年に1回以上	7	7
旅館業		51	51
公衆浴場		50	50

(2) 違反があった施設への指導

監視等の結果、違反があった場合には指導票を用いて改善指導を行い、原因究明及び再発防止策を講じさせた上で改善の確認を行う。

また、必要に応じて改善報告書を徴収する。

5 重点取組事項

(1) レジオネラ症防止対策

公衆浴場及び共同浴室を有する旅館業営業施設（サウナ、岩盤浴等を除く）における感染症のうち、特にレジオネラ症について重点的に予防対策を講ずる。

入浴施設には循環ろ過器、気泡等発生装置等様々な設備があり、レジオネラ症を防止するためにはその設備に応じた衛生管理が不可欠である。

平成25年2月に市内公衆浴場施設を原因とするレジオネラ症感染事例があった。この事例を受けて実施した立ち入り検査結果を基に、平成25年度より公衆浴場及び共同浴室を有する旅館業営業施設（サウナ、岩盤浴等を除く）の全施設を対象とし、レジオネラ属菌が発生する危険性が高いと推測される施設から順に浴槽水等のレジオネラ属菌の行政検査を実施しており、平成27年度までに対象全施設の検査及びその結果に基づく改善指導を完了している。平成28年度についても検査を継続する。

検査の結果レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに清掃、消毒等を指導する。併せて再発防止に向けて原因を究明し、対策を講じるよう指導し、必要に応じて報告書を徴収する。

(2) 理容業及び美容業における消毒の徹底

理容業及び美容業における施術の際、手指、使用した器具、タオル及び布類は適切な方法で消毒しなければ感染症を引き起こす恐れがあるため、消毒を徹底する必要がある。適正な消毒方法について理容所、美容所の監視時及び衛生講習会実施時に資料を配布する等して周知、指導することにより、施設の衛生水準向上を図る。

(3) まつ毛エクステンションによる健康被害の防止

近年、まつ毛エクステンションの施術を行う営業施設が増加している。まつ毛エクステンションは目に近い部分を施術するため多くの危険を伴うが、これにより事故等が起こることのないよう、監視時に美容所営業者等への注意喚起及び衛生措置に係る指導を行う。また、市民等から美容師法違反のおそれがある事例の相談、情報等が寄せられた場合は、事実確認のうえ、必要な指導等を行う。

(4) 民泊サービスの動向に応じた対応

自宅の一部や空き別荘、マンションの空室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる民泊サービスは、宿泊料とみなすことができる対価を得て業として営む場合、旅館業法第3条の許可を取得する必要がある。

こうした民泊サービスについて、所管省庁の検討経過に基づき対応する。

(5) ドライクリーニング溶剤調査

厚生労働省からの依頼に基づき、洗濯を行っているクリーニング所のうちドライクリーニング溶剤を使用している施設について調査を実施する。ドライクリーニング溶剤の衛生管理及び環境保全の重要性から営業施設の実態を把握し、ドライクリーニング溶剤の適正な管理及び使用を指導することを目的としている。

6 環境衛生に関する情報提供及び普及啓発

(1) ホームページ、広報誌等による環境衛生に関する情報の提供

市民や営業者等に対し、ホームページ、広報誌等により環境衛生に関する情報を提供する。

(2) 講習会の実施

従業者等に対し、平成27年度環境監視計画に基づく監視結果から指導及び指摘の多かった事項、及び平成27年度に実施した講習会での理解度をふまえ、適正な衛生管理の普及啓発を行う。平成27年度に引き続き、公衆浴場及び共同浴室を有する旅館業営業施設（サウナ、岩盤浴等を除く）並びにプール届出施設を対象としたレジオネラ症防止対策の講習会、美容師を対象とした衛生講習会を実施する。

また現在、千葉県習志野保健所と隔年にて講師を派遣している千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部主催の衛生講習会を基本として、組合員以外も参加可能な保健所主催の理容師を対象とした衛生講習会の開催に向けて検討を進める。

(3) 啓発資料の配布

市民及び営業者等に対し、環境衛生に関する資料を保健所窓口に設置し、情報提供を行う。また、立入検査時には従業者等に直接配布する。

(4) 生活衛生同業組合との協力

生活衛生同業組合を通じて、事故に関する情報提供、国からの通知の案内等を行う。

7 感染症等健康被害発生時の対応

(1) 原因究明

本計画における対象施設及び対象者に関連して、感染症等による健康被害が発生した場合は、患者の症状、行動調査等を適切に行うとともに、関係部局との緊密な連携を図り、迅速な原因究明を行う。

(2) 被害拡大及び再発の防止

必要に応じて、通報、告発、業務・営業停止等の行政処分、施設の清掃及び消毒の指導並びに営業者等に対する衛生教育を行い、健康被害の拡大及び再発の防止に努める。

(3) 健康被害状況についての公表

感染症予防及び健康被害拡大防止の観点から、感染症発生状況等について営業者及び市民への周知を図るため、必要な情報については、可能な限り速やかに公表する。

8 施設営業者等の自主的な衛生管理の促進

(1) 自主管理記録の作成及び保存

営業施設の衛生管理に係る記録の作成及び保存を推進する。自主管理点検表による営業者自らによる定期的な点検を指導し、立入検査の際に記録を確認し、日常の衛生管理状況の把握に努める。

(2) 表彰の実施

監視結果に基づき衛生管理が特に優良である施設を表彰することにより、営業者による自主的な施設の衛生管理の向上を図る。

用語解説

【か行】

○気泡等発生装置

浴槽に設置して気泡を発生させる装置をいう。一般にジャグジー浴槽、ジェット風呂、泡風呂等と呼ばれる設備で使用されている。エアロゾル（ミスト状の細かい水滴）を発生させるため、レジオネラ属菌が含まれた水を吸い込みやすくなる。

○許認可

新しく営業を始める施設に対して、法律に基づく許可をおろしたり、確認をしたりする業務をいう。

【さ行】

○出張業務

理容所又は美容所（以下理美容所）以外の場所で理容師又は美容師（以下理美容師）が理容又は美容（以下理美容）の業を行うことをいう。

船橋市内で出張業務を行うことができる要件は、①疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者に対して理美容を行う場合、②婚礼その他の儀式に参加する者に対してその儀式の直前に理美容を行う場合、③特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対し理美容を行う場合、④演芸等（演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。）に出演する者に対して、その演芸等の直前に理美容を行う場合の4つの場合である。

船橋市内において理美容所以外の場所で出張業務を行う場合には、衛生確保の観点から保健所への届出制度をしいている。ただし、船橋市内の理美容所の従業者である理美容師が所属している施設の洗浄、消毒設備を利用して出張業務を行う場合は、既に保健所で理美容師の免許証、診断書及び消毒などの衛生状況の確認ができているため届出を不要としている。

○循環ろ過器

浴槽の湯を繰り返し利用するものを循環式浴槽という。湯は繰り返し使うことにより、水質が悪くなるため、髪の毛やごみを取る集毛器や、入浴者が持ち込んだ汚れ、細かいごみ等を取るろ過器を通過して循環する構造になっている。

ろ過器は、ステンレス等でできた金属容器の中に、ろ材である砂や珪藻土^{けいそうど}等が入っている構造が一般的である。この中を汚れた湯を通過させることにより、汚れをこし取るためろ過器自体がレジオネラ属菌により汚染されやすく、定期的な洗浄や消毒が必要である。

○生活衛生同業組合

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて政令で定められているもので、理容業、美容業、興行場営業（映画、演劇、演芸に係るもの）、旅館業、浴場業、クリーニング業の業種ごとに都道府県ごとに組織することができる組合のことをいう。

○施術

本計画においては、理容所、美容所で理容師、美容師が客に対して行う行為のことをいう。具体的には、理容所における頭髪の刈込、顔そり、美容所におけるパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の行為をいう。

【た行】

○ドライクリーニング溶剤

ドライクリーニング（水を使用せずドライクリーニング溶剤を使用して洗濯を行うクリーニング）の際に使用される溶剤のことで、主に油性の汚れを溶解する。主な溶剤の種類に、石油系溶剤（ターペン）、テトラクロロエチレン、ふっ素系溶剤等がある。監視時には、環境汚染の防止のため溶剤の適正な管理、処理に必要な措置が講じられているか等の確認を行っている。

【ら行】

○レジオネラ症

<病原体>

レジオネラ属菌（細菌）

<感染源>

土壌、循環式浴槽水、プール水、冷却塔（空気調和設備に使用される水の温度を下げるため、屋上などに設置された冷房設備の一部）の水、加湿器の水、噴水の水等。

<感染経路>

エアロゾル、粉じんの吸入、誤嚥（飲食したものが誤って気管、肺に入ってしまうこと）等。

<症状>

	レジオネラ肺炎	ポンティアック熱
主な症状	高熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気 下痢、意識障害	発熱、寒気、頭痛、筋肉痛、倦怠感
潜伏期間	2－10日	1－2日
特徴	急激に重症化し死亡することもある。	一般に軽症で数日で治ることが多い。

※潜伏期間とは、病原体に感染してから、体に症状が出るまでの期間をいう。